

下級裁判所裁判官指名諮問委員会札幌地域委員会（第10回）議事概要

平成17年9月20日実施(札幌地域委員会庶務)

1 日時 9月20日午後1時10分(午後2時20分閉会)

2 場所 札幌高等裁判所5階第1中会議室

3 出席者

(委員長) 門野 博(地裁所長)

(委員) 後藤 徹(弁護士), 川端伸也(地検検事正), 長井敬子(人権擁護委員), 吉田克己(大学教授)

(庶務) 甲斐札幌高裁総務課長, 須田札幌高裁総務課課長補佐

(説明者) 河合札幌高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

(2) 協議

平成18年4月期の判事の再任候補者に関する情報の取りまとめについて

5 議事

(1) 報告

庶務(甲斐課長)から, 新庄委員の後任に川端委員が任命されたこと, 下級裁判所裁判官指名諮問委員会第16回及び第17回委員会の議事概要について報告

(2) 協議

ア 庶務から9月12日付けで送付のあった指名諮問委員会からの通知に基づく指示の内容についての報告と指名候補者の名簿等が提示され, 平成18年4月期の判事の再任候補者についての情報収集の在り方について協議した結果, 指名候補者が所属する裁判所に対応する検察庁及び弁護士会の長に宛てて庶務から審議資料として示された周知依頼文案(審議資料1から4)のうち審議資料2及び4の本文なお書きに「・・・プライバシーへの配慮, 適格

性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、「・・・」とあるのを、文意が不明確であるとの理由から、「・・・プライバシーへの配慮という観点に照らすと、「・・・」と修正した書面を送付して、情報の提供を受けることとされた。

なお、弁護士会に対する周知依頼文書のなお書き以下を記載することについて、次のとおりの反対意見が出された。

- ・ 審議資料2,4の弁護士会に対する依頼文書中のなお書き以下は、昨年、弁護士会が組織としてアンケートを実施していないこと等を前提とすると、今回の依頼文書に記載する必要がないと思われるし、形式的に見ても、依頼文の中にこのような記載をすることは弁護士会に対して、失礼に当たるものと思われるので削除すべきである。指名諮問委員会の指示であるとして、その内容を弁護士会に伝えなければならないということであれば、依頼文書とは別の文書として弁護士会に送付すべきである。

イ 庶務に提供された情報については、庶務から各委員に連絡して閲覧していただくことで了承された。

ウ 提供された情報について調査を要する場合には、委員長と委員長代理の協議により、どのような調査をするか、調査のための委員会を招集することとするかについての判断を行うこと、提供された情報を閲覧した委員からの要請がある場合にも委員会を招集するとの従前の方針を維持することが確認された。

(3) 次回開催予定

第11回の札幌地域委員会を11月7日午後1時10分に開催することが確認された。

平成 17 年 9 月 日

地方検察庁検事正 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 門 野 博

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴庁に対応する裁判所所属の平成 18 年 2 月から 9 月の間の再任(判事任命)を希望する者(以下「指名候補者」という。)は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

ついでには、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

記

1 情報の受付期間

平成 17 年 10 月 25 日(火)まで(ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。)

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報(具体的な事実)並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌高等裁判所事務局総務課長に対し郵送(親展表示)又は持参する方法による。

(名簿添付省略)

平成 17 年 9 月 日

弁護士会会長 殿

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

札幌地域委員会地域委員長 門 野 博

裁判官指名候補者に関する情報の受付の周知について

(依頼)

貴会に対応する裁判所所属の平成 18 年 2 月から 9 月の間の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会が受け付ける旨を周知していただきますようお願いいたします。

なお、指名諮問委員会の協議において、裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、弁護士会が各弁護士からの情報を取りまとめることは相当でなく、各弁護士が直接、情報を地域委員会に提供すべきであること、特に、多段階評価式アンケートによる情報収集は相当でないことが確認されていますのでその旨申し添えます。

記

1 情報の受付期間

平成 17 年 10 月 25 日（火）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する札幌

高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示）又は持参する方法による。

（名簿添付省略）

（審議資料3は審議資料1と、審議資料4は審議資料2と名宛てが異なるだけで、同一内容につき添付省略）